

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 25 日

金 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則

- | | |
|---------------------------|---|
| ○富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則 | 2 |

規 則

富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 8 号

富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則

富山県旅館業法施行規則（昭和33年富山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「第12条第 1 項第 8 号エ」を「第13条第 1 項第 8 号エ」に改め、同条第 2 項中「第12条第 1 項第 9 号ウ」を「第13条第 1 項第 9 号ウ」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「第13条」を「第14条」に改め、同条第 2 号中「第 11 条」を「第12条」に改め、同条第 3 号中「第12条の」を「第13条の」に改め、同号ア中「第12条第 1 項第 1 号」を「第13条第 1 項第 1 号」に改め、同号イ及びウ中「第12条第 1 項第 5 号」を「第13条第 1 項第 5 号」に改める。

附 則

この規則は、富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第26号）の施行の日から施行する。

（生活衛生課）

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 9 号

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事研究所条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(2)中

350円
350円
350円
460円

を

1,030円
350円
350円
460円

に、

「

630円
630円

を

1,240円
630円

に改め、同表の 1 の(3)の次に次のように

加える。

(4) 動物実験室

種別	単位	金額
マウス飼育ケージ	1 ケージにつき 1 日	340円

様式第 1 号中

施 設 の 名 称 (製剤機械若しくは 試験機器の名称又は 開放試験室)	
---	--

を

施 設 の 名 称 (製剤機械若しくは	
------------------------	--

試験機器の名称、開放試験室又は動物実験室)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(くすり政策課)

